

活動結果報告書

令和7年11月4日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年11月4日(火曜日)

活動先 橋本やとし かわら版 第15号 令和7年秋号
活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者	伊部印刷株式会社
支払金額	97,900円
発行数	2,910部
内 容	別紙のとおり
配送業者	日本郵便株式会社
配 送 料	179,040円
配 送 数	1,865通
デザイン	きりんプランニング
デザイン料	40,000円

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町18-30-2 TEL：090-2123-7155 FAX：0778-67-7487

いつものご支援、大変ありがとうございます。

今年の夏は記録的な暑さが続き、みなさまにとっても体調管理に気を遣う日々だったことと思います。炎天下での仕事や家事、そして地域活動など大変な思いをされましたね。最近ちょっとずつ涼しくなり過ごしやすくなってまいりました。夏の疲れが出る頃です。どうぞお身体を大切に、無理なくお過ごしください。

このたび7月には越前市社会福祉協議会の役員改選において、私に関して事実と異なる報道がなされ、みなさまには大変なご心配をおかけいたしました。ご不安な思いをされた方もおられたことと思い心からお詫び申し上げます。私は、議員としての普通の行動を行ったにすぎません。これからも、みなさまの信頼に応えられるよう、真摯に活動を続けてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



「白山地区で取り組んでいる地域支え合い交通のドライバーしています」

環境にやさしく、誰もが安心して暮らせるまちづくり

学校体育館空調整備

予算額 14,200千円 財源：市債 14,200千円

災害時の避難生活、学校授業、部活動及び学校開放活動時の熱中症対策として、学校体育館に空調設備を整備します。令和8・9年度は中学校の整備を先行して行い、小学校についても令和10年度から順次整備していく予定です。



室内機



室外機廻り（架台あり）

室外機

バルブ

▲体育館に設置された空調設備（参考：愛知県清須市HPより）

＜整備計画＞

【一中・五中・南越中】

令和7年度 実施設計

※R7.9月補正

令和8年度 工事

【二中・三中・万葉中・六中】

令和8年度 実施設計

令和9年度 工事

【小学校】

令和9年度～ 実施設計

令和10年度～ 工事

決算委員会質疑

●多動傾向等児童生徒支援事業について

近年、事業費が増大しているが、要因は？

●地域クラブ振興事業について

7年度が3ヶ年の最終年度となっているが、進捗状況と今後の進め方は？

●坂口診療所事業について

近年の運営状況はどうなっているか？

●森林環境譲与税事業について

●市営林道整備事業について

●観光推進事業について

移住定住促進について

問 U・Iターン移住就職等支援事業補助金の創設理由とその時期は？また、効果はあるのか。外部の専門団体も複数あるので、それらと連携して移住フェア、移住体験等を多く開催し、本気度を出して、移住者を増やす取組を要望する。

答 本市への移住・定住と市内企業の人材確保を併せて推進するための補助金であり、全国型が平成27年に、東京圏型は令和元年に創設された。また、令和5年度と令和6年度の実績合計で、31世帯58人が転入した。

問 親子ワーケーションについて、行政が最初の窓口となつてほしいが、考えは？

答 令和5年度に、市観光協会が実証的に実施したが、現在本市では行っていない。都市間との関係人口創出に対しては有効な点もあると考えられるため、実証結果や県内市町での取組を参考に研究をしていく。



6月議会
QRコード

しらやま地区では、こんなこと始めました！

この秋しらやまでは、ターゲットを市外の親子にした「親子田舎暮らし体験inしらやま」を実験的に開催します。

旅行ではなく日常生活のような地元へ溶け込むような体験や地域の子どもたちとの交流などを通して、白山地区の魅力を知ってもらう事を目的としておこないます。ゆくゆくは移住に繋がっていくことを期待しています。



そつとのぞいてみてごらん

しらやま空き家 マッチングツアー

自然とつながる、心と体が喜ぶ場所
越前市しらやま地区ではじまる新しい生活！

こんな自然の中で
子育てしたい！

のんびり
田舎暮らししたい！

主催：しらやま空き家マスターズ
共催：しらやま振興会
白山地区区長会

令和7年

10月5日(日)

9:00～14:00

集合場所
武生中央公園温水プール 南側駐車場
(越前市高瀬二丁目9-5)

※バスで移動します
※ご家族連れの参加もできます!!

スケジュール

9:00 集合
9:30 出発
空き家見学 5軒
※途中昼食 休憩あり
14:00 解散

参加費
昼食代：1人 1,000円

募集条件

- ・空き家を探している方
- ・子育て環境を考えたい方
- ・豊かな自然が残る白山地区で、ゆったり過ごしたい方

お申し込み・お問い合わせ

越前市白山公民館
福井県越前市都立町36-84
TEL:0778-28-1045
e-mail:s-shinkou@es.ttn.ne.jp

暑さ対策について

問 熱中症警戒アラート、特別警戒アラートとはどのようなもので、どのような時に出来るのか。クーリングシェルの開設とあるがどのようなものか？紫外線対策は？

答 全庁的に各種イベント、屋内外での活動等に対し、適切な対応するよう周知徹底と共に、各種機関への注意喚起をしている。越前市HP、公式ラインにも熱中症に注意しましょうということで色々注意喚起をしているところ。

クーリングシェルは、気候変動適応法に基づき、外出時に危険な暑さから一時的に避難できる場所を市が指定する施設です。8月現在公共施設23、商業民間施設24合計47施設を指定している。特に、高齢者の方の利用が多いとのこと。

紫外線対策は、学校において帽子の着用・日傘の使用・長袖の着用など子ども自身が天候や自分の健康状態を考えて判断できるよう指導している。



クーリング
シェルター



9月議会
QRコード

渇水対策について

問 農業用水対策について、今年の渇水状況は主にどの地域で影響があったのか。給水ポンプ・水中ポンプなど駆使して河川等から用水のくみ上げや給水車を借り上げるなど用水の確保に奔走したが、全て自己責任か？

答 パイプラインが整備されていない中山間地域で稲が枯れる被害が発生した。また、果樹、野菜でも枯れる等の被害があった。渇水対策の一部については県の干害対策等特別事業の対象となる。補助率は50%である。

問 川水、山水取水における課題や、溜池・ダム取水における課題は？それぞれに対策はできないか

答 川水などは、貯水量の制限・ため池等の流入量が少ない・施設整備の困難さの3点がある。ダム等は、降雨依存性が高い・季節変動が大きい・取水設備の整備と維持管理が必要・水利権や流域調整が必要の4点が考えられる。

対策としては、用水の効率的利用をたかめるため、既存農業用施設の更新や修繕などが考えられる。

問 耕作スタイルの抜本見直しができないか

答 農作物毎の暑さ・渇水対策が必要と考えられる。水稻・園芸に共通する対策として、耐暑性品種の導入や作付時渇水対策では溜池の再整備、給水ポンプやタンクの導入時期の見直しが必要である。また、農業従事者の健康対策が必要である。



コンクリートミキサー車を使って田んぼへ水を流入



《しらやま西瓜》生産者の輪、広がる！

しらやま西瓜目揃え会

7月25日(金)

令和6年秋に「地域団体商標」として登録されたしらやま西瓜。昔ながらの露地栽培をしており、糖度11以上の強い甘さとシャリシャリした触感が特徴です。目揃え会には糖度14のスイカも現れ、みなさんビックリでした。

しらやま西瓜の歴史は、今年で50年!しかし生産者の高齢化や夏季の高温などの影響により、生産量は減少気味です。そこで、再度盛り上げようとしらやま西瓜組合を中心に世代交代や新規生産者の支援を行った結果、うれしい事に現在の生産は29人(うち5人は3年以内の新規生産者)となり、この10年間で1/3が世代交代することができました。

白山地区区長会 要望書提出

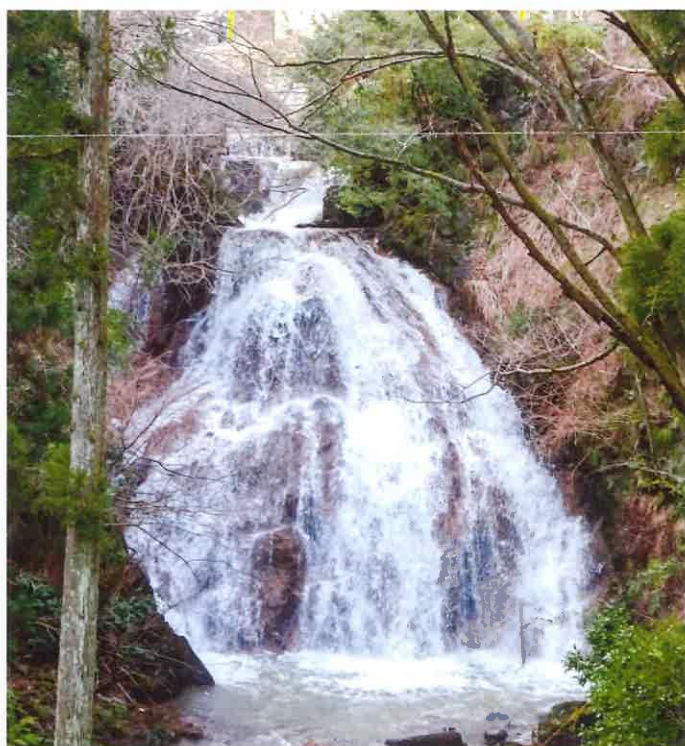
提出先 越前市 / 丹南土木事務所 / 丹南農林総合事務所

令和7年8月18日

- 土地改良事業大区画圃場再整備について
- 主要地方道
市道6904号・6802号線ほか 関連事項
(側溝整備, 補修修繕, など)
- 土地改良事業に伴うコウノトリ飼育ゲージの移転及び
(仮称)丹南自然保護センターの設置について



勝蓮花の滝 広場が完成しました!!



白山地区区長会が要望した、吉野瀬川ダム建設に係るダム周辺整備事業「勝蓮花の滝広場」が完成しました!

今後地区の宝である勝蓮花の滝を地区内外から多くの人々が訪れる観光スポットとしてPRしてまいります。



「広い駐車場と手すり付きのスロープで、滝を近くからご覧になる事ができます」

活動結果報告書

令和8年3月20日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和8年3月10日(火曜日)

活動先 橋本やとし かわら版 第16号 令和8年春号

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 土橋印刷

支払金額 121,660円

発行数 2,800部

内 容 別紙のとおり

配送業者 日本郵便株式会社

配送料 171,552円

配送数 1,787通

デザイン きりんプランニング

デザイン料 40,000円（うち、20,148円を政務活動費として計上）

橋本やとし かから版

お問い合わせ：越前市牧町 18-30-2 TEL:090-2123-7155 FAX:0778-67-7487

いつものご支援、大変ありがとうございます。

厳しい寒さが和らぎ、里山にも春の兆しが見え始めました。皆さまにはお変わりなくお過ごしのことと存じます。白山地区には年明けからコウノトリのペアが数組巣作りを始め、これが当たり前の風景となってきました。

新春に入りいくつかの選挙がありました。SNSを使った選挙投稿が急増し、推し活のような動きもあり選挙活動が変化しています。このような変化を受け止めながらも、私は現地での声を大切に、皆様と共に一歩一歩地道に歩みを進めていきますので、変わらぬご支援をお願いいたします。



越前たけふ駅パークアンドライド駐車場の有料化について

北陸新幹線敦賀開業以降、交通アクセスが良いことから、多くの方に利用されパークアンドライド駐車場としての機能を果たしていましたが、予想を上回る週末の混雑により新幹線や高速バス利用者が安心して駐車できない状態が多くなりました。これを解決していくために、市ではパークアンドライド駐車場有料化（案）がまとまり2月10日の市会全員説明会で示されました。

有料化の時期については、工事期間や利用者への周知期間を考えて準備が整った段階で、令和8年内に実施する予定です。

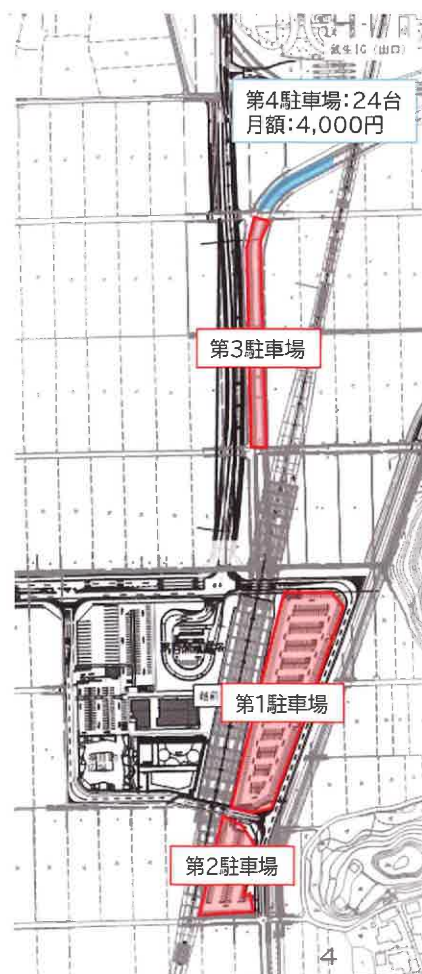
《第1、2駐車場》 駐車台数437台

利用時間	料金	割引額
2時間以内	無料	—
2時間を超え24時間以内	1時間につき100円 ただし、 500円を上限	新幹線、高速バス 利用者は 一律 500円/回
24時間を超えときの加算 (24時間毎に)	500円に、1時間につき100円加算 ただし、 500円を上限	

《第3駐車場》 駐車台数79台

利用時間	料金	割引額
2時間以内	無料	—
2時間を超え24時間以内	1時間毎に100円 ただし、 400円を上限	新幹線、高速バス 利用者は 一律 500円/回
24時間を超えときの加算 (24時間毎に)	400円に、1時間につき100円加算 ただし、 400円を上限	

《第4駐車場》 駐車台数24台 1月につき4,000円



※パークアンドライド駐車場とは

自宅から最寄りの駅やバス停までマイカーで行き、車を駐車して公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう交通手段。

駐車場毎の使用料、割引額（案）

ポイント

- ・日帰り利用者（60.3%）：無料（第1、第2、第3）
- ・2日利用者（23.7%）：最大300円（第3）、500円（第1、第2）
- ・3日利用者（9.6%）：最大700円（第3）、1,000円（第1、第2）

令和8年 予算の概要【抜粋】

令和8年度当初予算案は、今年2月に市長選挙が実施されたことから、例年の通年型の予算編成ではなく、昨年度からの継続的な事業や既に実施が決定している事業を中心に、市民生活の維持にあたり緊急性・必要性の高い事業や、国制度改正への対応など一定の政策性はあるものの年度当初からの執行が必要となる事業等もあわせて計上し、市政及び市民生活への影響を最小限に抑え、切れ目ない行政運営を行うため「骨格的予算」を編成しました。

越前市斎場整備計画

■ 越前市新斎場整備方針 ～コンパクトで、効率的で、クリーンな施設～

■ コンパクト

- ・ 現越前市斎場と今庄斎場の機能を集約します。
- ・ 火葬炉ごとに告別・待合・収骨室の機能を備えた「告別収骨室」を設置することで、会葬者のプライバシーを確保し、動線にも配慮した施設とします。

■ 効率的

- ・ 火葬炉をレンガ炉から燃焼効率の良いセラミック炉に入れ替えることで、火葬時間を短縮し、現状の6基から4基での運用を可能とします。

■ クリーン

- ・ 火葬炉にバグフィルター（集塵装置）を設置し、排気内の塵等を極限まで減らします。



新斎場外観イメージ

01 | 整備の目的

現越前市斎場は、竣工から54年以上経過し、施設の老朽化が進み、斎場施設適正化調査報告書からも建物の劣化が明らかとなっています。また、調査により現斎場を活かした長寿命化更新は、現炉室では新型火葬炉の規格が合わないなどの課題があり、建替え整備を行います。

02 | 事業費及び施設概要

■ 総事業費 18.7億円

- ・ 令和8～10年度 建設工事
(継続費設定15.1億円)
- ・ 令和10～11年度 現斎場解体工事・外構工事
(2.2億円見込)

03 | 災害時においても継続利用可能な施設計画

■ 防災計画の基本的な考え方

本計画建物は災害発生後、火葬炉は24時間以内に再開ができ、BCP（事業継続計画）を遂行できる施設とします。

04 | 環境に配慮した快適な施設計画

■ ランニングコストカットの工夫

- ・ 火葬炉の排熱を利用し、施設の暖房の補助を行います。また、融雪機能のあるタイルを設け、車寄せ歩道の融雪を計画します。
- ・ 天井が高くなるエントランスホールと告別収骨室は床吹き出し空調による居住域空調とし、省エネルギーを図ります。
- ・ 高効率機器を採用し、空調設備における電力の低減を図ります。
- ・ 節水型機器を採用し、省資源（節水）を図ります。

全天候型の子どもの遊び場が武生楽市に！

この全天候型遊び場は、天候や家庭環境に左右されず、誰もが安心して遊べるインクルーシブな公共空間です。

地域の子育て支援の拠点として、交流・発達支援・居場所づくりの役割を担います。

多様な子どもたちが混ざり合い、互いを認め合う経験を育む場として、地域全体の豊かさにつながります。

【施設概要】

設置場所：「武生楽市」内
(越前市横市町)
延床面積：約400㎡
対象者：概ね小学校6年生まで

【スケジュール】

令和8年1月～3月 設計
令和8年4月～ 施工
令和8年7月中旬頃 供用開始予定

※インクルーシブとは

障害の有無、性別、国籍、年齢など、多様な背景や特性を持つ人々を分け隔てなく受け入れ、誰もが孤立せず社会の一員として共に生きる社会を目指す理念

武生楽市写真



遊び場イメージ



児童館の空調について

問

老朽化した機器の更新や定期的なメンテナンスを進め、最新の省エネ型空調機器導入や再生可能エネルギーの活用を検討すべきりよい児童館運営に向けて、市の所見は？

答

夏は大変暑く、児童館においても快適で安全な環境が求められている。現在児童館 15 館のうち 10 館において、遊戯室やプレールームの空調が未整備となっている。

「児童福祉施設等個別施設計画」を年度内に作成し、その優先順位に従って、計画的に設置・更新などを行う。その際には、省エネ型の機器の導入など、環境に配慮する。

空き家等対策計画について

問

計画を改定するにあたり、現状と課題は。また、今回の特徴的なものはどこにあり、プラットフォームの仕組みとは何か？

答

本市の現状は、空き家数は増加傾向にあり、発生の抑制を図ることが課題と考えている。課題解決に向けては、空き家の除去や活用を推進できるよう、所有者と行政に、新たに地域住民を加え、それぞれの役割分担を明確にすること。

空き家等対策プラットフォームについては、弁護士や司法書士などの専門家が、空き家に関する相続や登記などの問題に対し、解決策を提案する仕組みを盛り込んでいるという事である。1 月からプラットフォームの運用を開始する。



問

大切なのは空き家を作らない事前の取組みが重要だが、どのような啓発活動や支援体制の強化を図っていくのか？

答

本市の空き家に関する知識を幅広い世代に持っていただくことが重要であり、若い世代に向けた出前講座などの啓発活動にも積極的に取り組んでいく。

また、支援体制の一つとして所有者などが、早期に除去や利活用を決断できるよう、補助金制度の拡充など検討し、強化を図っていく。

鳥獣害対策について

問

越前市鳥獣害対策防止計画において、ツキノワグマは各年度の捕獲に関する取組、捕獲計画に記載がなく、被害防止に関する取組の項目では、住民への指導、啓発と記載があるがなぜなのか？



答

クマ対策については、鳥獣害保護管理法により保護対象になっており、原則捕獲ができない。市鳥獣害被害防止計画では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を定めており、クマの人身被害の防止については、人の生活圏に出没した場合にのみ、緊急銃猟対応マニュアルにより緊急銃猟を実施することになる。

問

ジビエ加工施設の設置について、県内外では低価格な施設で民間の力を借りて運営されているところがあるが、市の所見は？

答

加工施設については、住民の理解が最も大切であり、他にも流通、コスト、販路など多くの課題がある。これらの課題解決には、民間の創意工夫と活力との協調も有効であると考えられる。民間で実施を検討される際は、市としても応援していく。

環境政策と市民参加について

問

小学校プールへの太陽光発電パネル設置で子どもたちへの影響はどのようなものがあったか？また、この取り組みは拡大するのか？

答

子ども達への効果については、目の前の身近な場所に太陽光パネルがあり、発電量がわかるモニターを通していつでも実感できるようになった。

今後の設置箇所は、国の予算の制約もあり、環境省と調整しながら、地域の希望もお聞きして設置可能な小学校を検討していく。

全国初!!

使用されなくなった学校のプールを活用し、太陽光発電設備を設置する取り組みスタート!!

使用電力の2割をまかない、残りも非化石燃料由来の電力で「カーボンゼロスクール」へ！
令和7年10月には南中山小学校に、11月には白山小学校に設置されました。

南中山小学校に設置されたのは、太陽光パネル91枚。年間発電量は約3万2000kWhで、一般家庭約10軒分に相当します。今回の太陽光発電で、電灯など学校で使う使用電力の約2割をまかない、残りは非化石燃料由来の電力を購入することで、CO₂排出量実質ゼロを達成するそうです。



ありがとう!

南越消防音楽隊 半世紀の歴史に幕

越前市、南越前町、池田町で活動する南越消防組合の消防音楽隊が令和8年3月末で解散します。

発足以来50年を迎え、近年の救急件数の増加や災害の複雑多様化などを理由に、消防音楽隊としての予防広報活動を見直し、今後は演奏による広報からSNS等を活用した消防全般に関する広報に切り替えて管内住民に発信していきます。

景色が
変わる!

吉野瀬川ダムで試験湛水、はじまる!!

2月6日越前市広瀬町に建設中の吉野瀬川ダムで、いよいよダム内に初めて水をためる「試験湛水」が始まりました。4月上旬ごろまでの約2カ月間、貯水してダム本体やダム湖の安全性を確認し、6月頃の運用開始を目指します。

このダムは『下流域の洪水被害軽減』などを目的に福井県が事業を進めているものです。試験湛水では、ダム湖がほぼ満水となる洪水時の水位まで水をため、貯水時の安全性を確かめていくこととなります。



「小野町ふるさとの碑」から望む

活動結果報告書

令和8年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年4月1日（火曜日） ～ 令和8年3月31日（火曜日）

活動先 中部地区労働福祉平和センター

活動目的 下記のとおり

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

本団体は下記の事項を目的とする活動及び事業を行う団体である。

- ①「県平和センター」および丹南地区の民主団体との連携、共同事業の推進
- ②地域運動、平和運動の推進
- ③新勢力を軸とした政治活動の推進
- ④その他中部地区労働福祉平和センターの目的達成に関する事項、および中部労協センター解散に伴う業務

組織の会則は別紙のとおり

中部地区労働福祉平和センター規約

第1章 名称と目的

- 第1条 この組織の名称を中部地区労働福祉平和センターと称する。
- 2 中部地区労働福祉平和センターの事務所は、越前市労働福祉会館内に置く。
- 第2条 中部地区労働福祉平和センターは、下記の事項を目的とする活動および事業を行う。
- (1) 「県平和センター」および丹南地区の民主団体との連携、共同事業の推進
 - (2) 地域運動、平和運動の推進
 - (3) 新勢力を軸とした政治活動の推進
 - (4) その他中部地区労働福祉平和センターの目的達成に関する事項、および中部労協センター解散に伴う業務

第2章 構成および権利、義務

- 第3条 中部地区労働福祉平和センターは規約、目的に賛同する個人、組合、団体をもって構成する。
- 2 中部地区労働福祉平和センターは、地域住民と密接な関係をもって活動し、当分の間地区分会（勤労協）に対して一定の財政援助を行う。
 - 3 加盟組合、個人、団体は、会費の納入、機関の決定事項の尊重と実行など、中部地区労働福祉平和センター加盟によって生ずる義務を負う。
 - 4 加盟組合、個人、団体の権利は、すべて規約のもとに平等である。

第3章 加盟および脱退

- 第4条 中部地区労働福祉平和センターへ加盟しようとする個人、組合、団体は、所定の様式で届出、加盟の承認は、総会または幹事会で行う。
- 2 中部地区労働福祉平和センターを脱退しようとする個人、組合、団体は、書面で議長に届出、届出より1ヶ月が経過したときをもって脱退行為が成立し、その個人、組合、団体の権利、義務は消滅する。但し、加盟期間中の会費の支払などの責任は完全に履行しなければならない。

第4章 機関および事務局

- 第5条 中部地区労働福祉平和センターは、決議機関として、総会、代表者会議を置く。
- 第6条 定期総会は、毎年1回開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、代議員（特別代議員）と役員で構成し、代議員の過半数の出席で成立する。総会代議員の選出基準および議事運営については、別に定める。
 - 3 総会代議員の資格は、12月末日までの会費完納を条件とする。
 - 4 次の事項は総会で決定する。
 - ① 年度活動方針
 - ② 予算および決算
 - ③ 会費の変更
 - ④ 規約の制定、改廃
 - ⑤ 役員の選出
 - ⑥ 中部地区労働福祉平和センターの解散
 - ⑦ その他重要な事項
- 第7条 代表者会議は総会に次ぐ決議機関であって議長が召集する。

- 2 代表者会議は、加盟単組代表者と役員とで構成される。但し役員は決議権を有しない。なお、代表者の過半数以上の出席がなければ成立しない。
- 第8条 中部地区労働福祉平和センターの執行機関として幹事を置く。
 - 2 幹事会は、議長、副議長、事務局長、幹事で構成する。
 - 3 幹事会は総会、幹事会の決定事項、および日常業務を執行する。
 - 4 幹事会は、当分の間必要に応じて地区分会（勤労協）代表を加えた拡大幹事会として開催することができる。

第5章 役員

第9条 中部地区労働福祉平和センターに次の役員を置く。

議長 1名 副議長 若干名 事務局長 1名 幹事 若干名 会計監査 2名

第10条 役員は、総会で出席代議員の直接無記名投票で選出する。但し、総会の決議により別の方法で選出することができる。

第11条 役員の任期は、1年とし再選を妨げない。欠員補充は直近の幹事会で行い、任期は、前任者の残存期間とする。

第12条 議長は、中部地区労働福祉平和センターを代表し、総会、役員会を招集する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代行する。
- 3 事務局長は、議長の支持を受け事務局を統括し、日常業務を遂行する。
- 4 会計監査は中部地区労働福祉平和センターの財産の管理および予算の執行状況、決算について監査し、必要な助言、勧告を行い、監査内容を機関に報告する。

第13条 中部地区労働福祉平和センターに会長（相談役）を置くことができる。

- 2 会長（相談役）は、相当の経験と識見とを持つ者の中から議長が指名し、総会の議決を経て委嘱する。

第6章 財政

第14条 中部地区労働福祉平和センターの経費は、会費、寄付金、分担金、その他を持って運営する。

- 2 会費、特別会費は、別表のとおりとする。
- 3 中部地区労働福祉平和センターの活動、又は組織維持のための特別の費用が必要な場合は、総会又は幹事会の決定により分担金を徴収することができる。
- 4 一旦納入された会費、又は分担金は返納しない。

第15条 中部地区労働福祉平和センターの会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日までとする。

第16条 監査委員は年1回以上監査を行い、総会において監査の結果を報告しなければならない。

第7章 総会

（総会規定）

第17条 総会は最高決議機関であって、代議員と役員のほかに当分の間、下部組織の地区分会（勤労協）選出の特別代議員をもって構成する。但し、特別代議員は議決権を有しない。

（総会代議員）

第18条 代議員は、加盟組合の組織人員をもって別に定める割合で選出する。

（特別代議員）

第19条 特別代議員は、当分の間、地区分会（勤労協）より選出するものとし、発言権を有する。但し、議決権は有しない。

（総会の招集）

第20条 総会は、役員会の議決を経て議長が召集する。

(総会運営)

第21条 総会は、出席代議員から選出された議長（副議長）により議事を進める。

2 総会の議長は、総会構成員の出席を確認し、総会の成立を宣言してから議事に入る。

3 総会は、議長の職務遂行を補佐するため、総会運営員を選出し、資格審査、動議の取り扱い、選挙管理などにあたる。

4 総会の議事は出席代議員の過半数の賛否によって決し、可否同数の場合は、議長が決める。

第22条 総会議事録は、事務局の記録に従い作成する。

2 議事は、総会議長が署名捺印する。

第8章 代表者会議

第23条 代表者会議は、各加盟組織の代表者および個人の代表者で構成するものとする。

2 代表者会議は、出席代表者より選出された議長により議事を進める。

3 代表者会議の議長は、加盟組織の出席を確認し、代表者会議の成立を宣言する。

4 議事は、出席代表者の過半数をもって決定する。

第9章 幹事会運営

第24条 幹事会は、中部地区労働福祉平和センター最高の執行機関であって、総会の決定に基づいて業務を執行し責任を負う。

2 幹事会は、議長が必要と認めたときに随時召集する。但し、構成員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

3 幹事会の議事は、出席構成員の過半数で決める、可否同数の場合には議長がこれを決める。

4 幹事会の議長は、中部地区労働福祉平和センター議長が当たる。中部地区労働福祉平和センター議長に事故あるときは、副議長がこれに当たる。

第10章 附則

第25条 中部地区労働福祉平和センターの解散は、総会において代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第26条 この規約の改廃は総会で決定する。

第27条 この規約は、2007年2月1日より発効する。

中部地区労働福祉平和センターの経費の財源としては、会費、分担金、寄付金その他をもってする。

(1) 中部地区労働福祉平和センター加盟会費は、つぎのとおりとする。

会 費

構 成 人 数	年 間 会 費
～ 9人	5, 000円
10人～ 29人	10, 000円
30人～ 49人	15, 000円
50人～ 99人	20, 000円
100人～299人	30, 000円
300人～399人	50, 000円
400人～499人	70, 000円
500人以上	90, 000円

特別会費	推薦議員	
国 会 議 員	年間	45, 000円
県 会 議 員	年間	42, 000円
市 会 議 員	年間	30, 000円
町 会 議 員	年間	20, 000円

(2) 会費の納入時期は原則年2回とし、その他の分担金は必要に応じ時期を決定する。